

単組代表者各位

関係者各位

医薬化粧品産業労働組合連合会

会長 松野 泰士

## 薬粧連合 2023年度春の取り組み結果について

医薬化粧品産業労働組合連合会（薬粧連合）の2023年度の春の取り組み（賃金の取り組み関連）の結果（2023年7月末時点）を報告します。

<2023年度春の取り組みにおける賃金の取り組み関連の結果（2023年7月末時点）>

2023年度春の取り組みおよび妥結結果の現状（概要）

- ・加盟25組織における7月末時点の妥結組織：25組織
- ・定期昇給（定昇）の実施（25組織/25組織中）
- ・定昇以外のベースアップまたは特別一時金（インフレ手当等）などの要求（21組織/25組織）
- ・定昇以外のベースアップまたは特別一時金（インフレ手当等）などの妥結（19組織/25組織）
- ・ベースアップまたは特別一時金の妥結額/率は昨年度より高く、薬粧連合設立以降最大。

2023年度の春の取り組み（賃金の取り組み関連）では最終的に多くの加盟組織で定期昇給以外のベースアップまたは特別一時金などが要求され、妥結に至る結果となり、その妥結額/率は薬粧連合設立以降最大の結果となりました。一方、足元の消費者物価指数（2023年6月の前年同月比：+3.3%）は、賃上げの伸びを上回っているケースもあり、実質賃金の観点で継続的な賃上げの取り組みが必要と考えます。また、当連合から出している「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023に向けた要望」([リンク](#))でも示しているように、現在の「薬価制度」ではエネルギー価格や原材料費の上昇分を企業の判断で価格転嫁できず、これまでの薬価制度改革、薬価引下げ等による雇用・賃金への影響があり、私たちの産業は依然として厳しい環境・状況下にあります。「世界の人々の健やかでいきいきとした暮らしへの貢献」、「働く人々の幸福の追求」という観点から産業の健全な発展に向けた政策の立案とその実現と共に、賃金・総合労働条件の改善に今後も継続的に取り組んで参ります。

<参考：薬粧連合2023年度の春の取り組み方針の概要>

賃金の取り組み

- ◇ 国内においては地政学上の問題を主な原因としたコストプッシュ型の物価上昇が起きており、国は企業に対してこの物価上昇をカバーするための賃上げを求めている。個別労使間のルールを基本にしつつ、一般社会情勢も注視し、賃金の取り組みを進めていく必要がある。
- ◇ 物価については、長いスパンで見ると過去から緩やかな上昇を継続しており、今後もプラス幅は縮小していくと予想されるものの、中長期的に上昇傾向が継続していくことが予想される。
- ◇ 各社の経営状況も考慮したうえで、定期昇給に加え物価上昇分を意識したベア中心の賃上げの必要性を見極め、各組織における春の取り組みの要求内容、労使協議に反映させていく必要がある。

総合労働条件の取り組み

- ◇ 薬粧連合は誰もが自分らしく安心して働ける職場・社会の実現に向けて、働く仲間の多様性を尊重し、そのための労働環境の整備をこれからも行っていく。
- ◇ 本方針における総合労働条件の取り組みでは、「学び・学び直し支援」「60歳以降の安定的な雇用確保」「育児・介護休業の勤続一年未満社員の取得制限の撤廃」「働く場所の選択」を取り上げる。

以上